市民税・都民税 申告は市役所へ

申告書は2月3日に発送しました

平成18年度の市民税・都民税の申告期間は、2月16日（木）から3月15日（水）までです。3月に入ると受付会場が混雑しますので、早めに申告してください。

とき　▽月曜～金曜日　午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分
▽2月18日、3月4日の土曜日　午前8時30分～11時30分

ところ　市役所2階201会議室
※申告書は郵送などでも受け付けています。
※所得税の納税が必要な確定申告をする方、確定申告書を提出すれば所得税が戻る還付申告をする方は、税務署にご相談ください。

市民税・都民税申告 土曜相談・受付窓口を開設

税務課では、次の日程で、土曜日に、平成18年度市民税・都民税の申告書作成の相談および申告書の受付を行います。

また、当日は給与収入、年金収入の簡易な所得税還付申告書記入の相談、申告書受付も行います。申告に必要な書類は、事前に準備してください。

日程　2月18日、3月4日の土曜日　午前8時30分～11時30分…市役所2階201会議室
※この2日間以外の土曜窓口では、取り扱いませんので、ご了承ください。

問合せ　税務課☎042（346）9522

小平市社会教育委員を募集

教育委員会の諮問機関として、社会教育に関することを調査・研究、審議する委員を募集します。

応募資格　次のすべてに当てはまる方
▽市内在住の20歳以上の方
▽社会教育にかかわりがあった方または現在かかわっている方で、深い関心のある方
▽年7回、平日の午前（予定）に開催する定例会議と各種研修会などに出席できる方
※他の審議会などの公募委員は応募できません。

募集人数　4人

任期　平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

報酬　1万2千円(日額)

申込み　2月28日（火）までに、「これからの社会教育のあり方について思うこと」をテーマにした作文（8百字程度）に、住所、氏名、性別、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ（送付、ファクシミリ、電子メール可）
※委員については、選考委員会で決定し、結果を全員に通知します。
※応募書類の著作権は、小平市教育委員会に帰属し、返却しません。

問合せ　生涯学習推進課（〒187－8701　小平市役所）☎042（346）9574、FAX042（346）9578、電子メールsyogai-gakusyu@city.kodaira.lg.jp

小平市情報公開・個人情報保護審議会委員を募集

情報公開および個人情報保護の2つの制度について意見を伺い、また、諮問事項が生じた場合に審議をしていただくため、委員を募集します。

応募資格　市内在住・在勤の方
※他の審議会などの公募委員は応募できません。

募集人数　4人

任期　平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
※審議会は年2回程度、平成18年度から控除額が所得割額の7.5％相当額（最高限度額2万円）となります
④平成18年度から妻に対する均等割の軽減措置が廃止され、一定以上の所得があれば均等割が4千円となります
⑤国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用について、保険料の支払いをした旨を証する書類を、所得税確定申告書（または市民税・都民税申告書）に添付などをしなければならないことになりました

Q　税務署へ確定申告書を提出しましたが、市役所への申告も必要ですか。

A　税務署に確定申告（還付申告も含む）をすると、申告書に記入された1月1日の住所地の市区町村にその資料が送られるため、あらためて市役所に申告をする必要はありません。

Q　市民税・都民税の申告には、何を持参すればよいのですか。

A　▽給与所得のある方は、平成17年分の源泉徴収票、または給与支払明細書など収入のわかる書類
▽給与以外の所得のある方は、収入の明細書や支払調書など所得のわかる書類
▽公的年金所得のある方は、社会保険庁などが発行した源泉徴収票など収入のわかる書類
▽生命保険料・損害保険料の控除証明書（年末調整用としてすでに勤務先へ提出している方は不要）
▽認め印

問合せ　税務課☎042（346）9522

ちょっと教えて 市民税・都民税

Q　平成17年11月22日に小平市へ転入しました。平成18年度の市民税・都民税はどこへ申告すればよいのでしょうか。

A　平成18年度の市民税・都民税は、今年の1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっていますので、小平市へ申告してください。

なお、今年の1月2日以降に転入した方は、前住所地に申告することになります。

Q　昨年中は収入がありませんでした。申告の必要はありますか。

A　申告書の届いた方が申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置の判定や、都営住宅の収入報告に添付する非課税証明書の発行などができませんので、申告をお願いします。

Q　アルバイトをしていますが、税のうえで、どの程度の収入までなら、扶養に入れるでしょうか。

A　平成17年中の給与収入が百3万円（給与所得に換算すると38万円）までならば扶養に入ることができます。その場合は、所得税はかかりません。ただし、市民税・都民税は給与収入が百万円を超えるとかかる場合があります。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が38万円以下であれば、扶養に入ることができます。

Q　養家族となっていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

A　単身赴任している夫の給与支払報告書などは、小平市へ送られて来ないため、あなたが扶養に入っていることを確認することができません。お手数ですが、あなたを扶養している方の住所・氏名などを記入した市民税・都民税の申告書を提出してください。

Q　平成18年度の市民税・都民税の主な改正点は何ですか。

A　①65歳以上の方で、合計所得金額（給与所得、事業所得、退職所得などを合計した金額）が1千万円以下の方が受けられた老年者控除（48万円、所得税では50万円）が廃止されます
②65歳以上で、前年の合計所得金額が百25万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されます。ただし、平成17年1月1日現在で65歳に達していた方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で前年の合計所得金額が百25万円以下の方は、平成18年度・19年度は経過措置（所得割・均等割税額の控除）があります
③定率減税が縮小されます。定率減税導入時との経済状況の変化を踏まえ、平成18年度から控除額が所得割額の7.5％相当額（最高限度額2万円）となります
④平成18年度から妻に対する均等割の軽減措置が廃止され、一定以上の所得があれば均等割が4千円となります
⑤国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用について、保険料の支払いをした旨を証する書類を、所得税確定申告書（または市民税・都民税申告書）に添付などをしなければならないことになりました

Q　税務署へ確定申告書を提出しましたが、市役所への申告も必要ですか。

A　税務署に確定申告（還付申告も含む）をすると、申告書に記入された1月1日の住所地の市区町村にその資料が送られる方は、2月20日（月）までに、事前に問い合わせてください。

問合せ　学務課☎042（346）9570

審議会などの日程

それぞれ、傍聴ができます。申込みは、当日、会場へ。

◆第5回　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会

とき　2月7日（火）午後1時30分から

ところ　健康福祉事務センター2階第3・4会議室

問合せ　高齢者福祉課（健康福祉事務センター内）☎042（346）9537

◆小平市立学校給食共同調理場運営委員会

とき　2月16日（木）午後3時から

ところ　学校給食センター2階会議室

問合せ　学校給食センター☎042（345）2821

小平市育英資金の奨学生を募集

小平市育英資金は、経済的理由により進学が困難な方に、学資の補助として中学校卒業時に5万円を給付（返還不要）する制度です。

対象　申請時に保護者とともに市内に在住している公立中学3年生で、次のすべてに該当する方
①経済的理由により就学が困難
②中学校3年間の学習成績の平均が3.0以上
③高等学校、高等専門学校、盲学校などの高等部、または専修学校（高等課程）に進学が決定

定員　24人（全市）
※申請が定員を上回る場合は、経済状況および学習成績により審査のうえ、決定します。

申込み　3月3日（金）までに、申請書（市立中学校にあります）に必要事項を記入のうえ、源泉徴収票、確定申告書の写し、市民税課税証明書などの所得を証明する書類を添付し、市内の通学している学校へ提出
※市外の公立中学校に在学している方は、2月20日（月）までに、事前に問い合わせてください。

問合せ　学務課☎042（346）9570

私立幼稚園児の保護者に補助金（平成17年度分）

市内在住で現在、幼児を私立幼稚園（幼稚園類似施設を含む）に通園させている保護者に補助金を交付します。

平成17年度の補助金を申請する方は、早目に手続きをしてください。

申請方法　3月15日（水）までに、所定の書類を問合せ先へ
※前期分の申請および途中入園・転入（途中退園・転出）の際に、すでに書類を提出している方は、再提出する必要はありません。

問合せ　保育課☎042（346）9601

学童クラブ 臨時職員募集

指定日勤務

勤務期間　市が別に指定する日

勤務時間　原則として午後1時～6時

募集人数　10人程度

春休み勤務

勤務期間　3月23日（木）・27日（月）～4月5日（水）の10日間（原則として土曜・日曜日を除く）

勤務時間　①午前8時30分～午後1時30分（4月1日は勤務なし）
②午後1時～6時（4月1日のみ午後4時～6時）
③午後4時～6時

募集人数　①～③いずれも25人程度

土曜日勤務

勤務期間　4月8日～9月30日の土曜日

勤務時間　①午前8時30分～午後1時30分
②午後1時～6時（第2・4土曜日のみ）

募集人数　各40人程度

―共通―

職務内容　市立小学校に併設している学童クラブでの指導員の補助および小学校低学年児童の保育

応募資格　18歳以上（高校生を除く）の健康な方で、障がい児などに理解のある方
※採用者には、後日、事前説明会を行います。

賃金　時給8百90円

申込み　履歴書（写真をはったもの）を問合せ先へ本人が持参

問合せ　児童課☎042（346）9543